２－５　参加表明書に関する要件

⑴　参加表明書の提出者に対する要件

①　同種又は類似業務の実績　下記に示される同種又は類似業務等について、平成13年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有さなければならない。

・同種業務：海域における環境影響評価を実施した業務

・類似業務：環境影響評価を実施した業務

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が１件以上の実績を有すること。

②　実績としてあげた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注したもの（港湾空港関係に限る）であり、かつ、平成14年４月１日以降に完了したもので請負業務成績評定評を得ているものにおいては、60点以上であること。

③　平成20年度から22年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が２年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④　業務実施体制　業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

⑵　配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成24年２月３日を予定する。

①　予定管理技術者　予定管理技術者については下記のア）、ウ）、エ）に示す条件を満たす者であり、イ）の実績を有する者であることとする。

ア）下記のいずれかの資格を有する者。

［１］　技術士（総合技術監理部門（建設―港湾及び空港、建設環境又は環境））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［２］　技術士（建設部門（港湾及び空港又は建設環境）又は環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［３］　博士（工学）

［４］　ＲＣＣＭ（港湾及び空港又は建設環境）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ）下記のいずれかの実績を有する者。

［１］　平成13年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において１件以上の実績を有する者。

・同種業務：海域における環境影響評価を実施した業務

・類似業務：環境影響評価を実施した業務

ウ）実績としてあげた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注したもの（港湾空港関係に限る）であり、かつ、平成14年４月１日以降に完了したもので請負業務成績評定評を得ているものにおいては、60点以上であること。

エ）平成20年度から22年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が２年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

②　指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

③　技術評価点の算出方法　技術提案の内容に応じ、下記ア）～ウ）の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

ア）予定技術者の経験及び能力

イ）実施方針等

ウ）評価テーマ

④　技術評価点における評価基準

※詳細は入札説明書による。

ア）予定管理者技術者

・資格

・専門技術力

イ）実施方針等（業務の理解度、実施手順）

ウ）評価テーマ

⑤　総合評価は入札者の申込みに係る上記ア）～ウ）により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係

電話：098―866―0031（内線2528）

ＦＡＸ：098―861―3654

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記４⑴にて交付する。）

交付期間：平成24年１月13日～平成24年４月３日までのうち、閉庁日を除く毎日の９時00分～17時15分までとする。

⑶　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２－１⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

⑷　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成24年１月24日17時15分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時15分

提出場所：紙入札方式による場合は上記４⑴に同じ。